

長野市路線バス I C カードシステムの販売等に関する委託契約書

長野市公共交通活性化・再生協議会（会長（長野市副市長） 黒田和彦。以下「協議会」という。）が長野市公共交通活性化・再生協議会規約第2項に基づき行う I C カードシステムの運営（I C カードシステムの保有・運用保守、カードの調達・発行、I C カードシステムによるデータの管理・集計・分析、運賃精算業務等を含む I C カードに関する一切の業務をいう。）に関し、協議会が定める KURURU 取扱規則、おでかけパスポート取扱規則及び KURURU ポイント取扱規則（以下3規則合わせて「取扱規則」という。）に定めるもののほか、協議会、株式会社長野バスター・ミナル（代表取締役社長 酒井信喜。以下「甲」という。）、アルピコ交通株式会社（代表取締役社長 古田龍治。以下「乙」という。）及び長電バス株式会社（代表取締役社長 湯本卓邦。以下「丙」という。）の4者は、I C カードシステムの販売等に関し、次のとおり委託契約を締結する。

- 1 甲は、協議会が長野市公共交通活性化・再生協議会規約第2項に基づき行う I C カードシステムを利用し、取扱規則に基づく KURURU カードに関する窓口業務一切を行うこととし、本業務に要した費用として、乙丙はこの契約書5項、6項及び8項で定める手数料相当額を、協議会を経由して甲に支払う。
- 2 甲は、取扱規則に基づく KURURU カード使用者から收受したチャージ金、デポジット金及び発行費の全額を協議会に支払う。
- 3 協議会は、窓口業務に必要な窓口端末機器等を甲に無償で貸与する。甲は、善良なる管理者の注意義務をもってこれらを使用することとし、協議会は、常に正常な状態で稼動するよう保守及び改修を行う。なお、これら業務に必要な電気代及び用紙等の消耗品は甲の負担とする。
- 4 協議会は、甲が故意又は過失によって窓口端末機器等に損害を与えた場合は、甲に対してその損害賠償を請求することができる。この損害賠償の額は、別途協議会と甲が協議して定める。
- 5 乙丙が支払う KURURU カードの発売手数料は、甲の窓口等で発売した KURURU カードのデポジット金を除くチャージ金の合計（消費税込み）の3%相当額とし、乙丙の負担額は、乙丙が KURURU カードの使用により決済した運賃の乙丙の割合（以下「利用率」という。）に応じて、乙丙で按分して算出した額とする。
- 6 KURURU カードの定期券発売手数料は、甲の窓口等で取り扱った I C 定期乗車券発売額の合計（消費税込み）の3%相当額とし、発売路線である乙丙のいずれかの負担とする。
- 7 協議会は、甲の窓口等で取り扱ったおでかけパスポートの業務について、1件当たり250円（消費税込み）をおでかけパスポート取扱手数料として、甲に支払う。この対象とする業務は、新規発行、再発行（カード故障は含まない）及びおでかけパスポート一般カードからおでかけパスポート障害者カードへの切替えとする。
- 8 KURURU カードへのチャージ及び KURURU ポイントの還元の手続きに係る手数料は、甲の窓口等で取り扱ったチャージ金の合計（消費税込み）の3%相当額とし、乙丙の負担額は、利用率に応じて、乙丙で按分して算出した額とする。
- 9 甲は、協議会が所有するモバイル窓口端末機器を借りる場合は、1台1日当たり500円（消費税込み）を協議会に支払う。

- 10 甲は、KURURUカード用のカードホルダーを協議会から仕入れ、希望する使用者に販売することとし、売上は甲の収入とする。この仕入単価、販売価格等については、別途協議会と甲で協議し決定する。
- 11 甲は、甲の窓口等で取り扱ったKURURUカードの再発行、解約及び定期券払戻の手続きについては、取扱規則で定める再発行・解約・払戻手数料の額を使用者から收受し、甲の収入とする。
- 12 甲は、甲の窓口等で取り扱ったKURURUカードに係る残額・ポイント・利用実績等の照会業務、住所変更等の登録情報変更業務、その他問い合わせ等については、使用者から金銭を收受しない。
- 13 協議会及び甲乙丙の間で生じる支払及び請求については、毎月末日締め翌月10日精算とし、支払額及び請求額は相殺して精算する。
- 14 甲は、ICカードシステムの運営に際し保有又は知り得た個人情報を適正に管理することとし、万が一甲の責により事故、不注意等による損害が発生した場合は、甲の負担とする。
- 15 この契約の有効期間は、平成24年10月17日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、協議会及び甲乙丙のいずれからも特段の意思表示がなされないときは、更に1年間この契約が更新されたものとみなし、以後もこの例による。なお、甲は、期間が満了したときは、協議会に窓口端末機器等を返還しなければならない。
- 16 協議会及び甲乙丙は、必要に応じてこの契約書の内容を見直すとともに、協議会が行うICカードシステムの運営に関し、相互に協力し、信義を守り誠実に対応することとし、この契約書の内容について生じた疑義及びこの契約書に定めのない事項については、その都度協議会及び甲乙丙で協議し決定する。

本書4通を作成し、協議会及び甲乙丙は記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年10月17日

協議会

長野市大字鶴賀緑町1613番地
長野市公共交通活性化再生協議会
会長（長野市副市長） 黒田和彦

甲

長野市大字中御所字岡田178番地2
株式会社長野バスターミナル
代表取締役社長 酒井信喜

乙

松本市井川城二丁目1番1号
アルピコ交通株式会社
代表取締役社長 古田龍治

丙

長野市大字村山471番地1
長電バネ株式会社
代表取締役社長 湯本卓郎